

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁
南部福祉保健所長
上原 真理子

平成 28 年 2 月 3 日付で提起された生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

平成 28 年 3 月 25 日

沖縄県知事 翁長 雄志

主 文

保護申請却下決定処分（平成 27 年 12 月 8 日付け南福第 4 - 123 号。以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

第 1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

- （1）審査請求人は平成 27 年 10 月 19 日付けで処分庁に対し、生活保護法による保護の開始の申請を行った。
- （2）処分庁は、「世帯の預貯金と国の定める最低生活費と比較して保護の要否の判定を行ったところ、保護を要しないと判断されたため、法第 4 条第 1 項の保護の要件を満たしていない為、却下とします」、との理由により本件処分を行った。

(3) 平成 28 年 2 月 3 日、審査請求人は生活保護廃止決定処分を不服とし審査請求を行ったこと。

2 審査請求人の主張

審査請求書の内容から審査請求人の主張について次のように解される。

- (1) 子名義の預貯金は、子の母方の祖母が勝手に貯蓄していたものであった。
- (2) 子名義の預貯金について、既に口座を解約し、子の母方の祖母に返戻しているため、生活費として使用することはできないため、本件処分を取り消して欲しい。

3 処分庁の主張

弁明書等の内容から処分庁の主張について次のように解される。

- (1) 資産調査を行ったところ、子名義の預貯金（総額 17,662,905 円）確認した。
- (2) 子名義の預貯金を含む世帯の収入・手持金と最低生活費を対比し、保護の要否を判定したところ、保護を要しないと判定されるため、本件処分は妥当である。
- (3) 保護の申請後に、子名義の預貯金を子の母方の祖母に返戻したとしても、保護の要否の判定には影響を与えない。

第 2 本件に係る法令等

(1) 法第 4 条第 1 項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(2) 法第 8 条第 1 項

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

(3) 法第 24 条

第 1 項及び第 2 項 省略

第 3 項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

第 4 項 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

第 5 項から第 10 項 省略

(4) 法第 26 条

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(5) 行政手続法第14条

第1項 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

第2項 省略

第3項 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

第3 本件処分について

- 1 行政庁が意思決定（行政処分）をする場合には、その理由が法令に適合していなければならないという要請（法律による行政の原理）があることに加えて、その理由を示すこと（理由付記）が重要であると考えられている。すなわち、理由付記には、①行政の恣意的な意思決定を抑制するとともに、慎重な意思決定を行わせること、②相手方となる国民を説得しその理解を得やすくすること、③行政の意思決定の過程を国民に明らかにすること、④行政の意思決定に不服がある場合の救済手続の便宜に資すること、という行政手続的な意義がある。

行政手続法第14条によって不利益処分を行う場合には、原則として理由付記が義務づけられており、又、法第24条及び法第26条においては、保護の申請に対する決定処分、職権による保護の変更、停止又は廃止の処分について理由付記が義務づけられている。これらの規定が、先に述べたような理由付記の行政手続的意義に鑑み、これを行政庁に義務づけることにより、要保護者の手続的権利の保障を図ることをねらいとしているのである。これらの規定において、不利益処分を行う場合に示すべき理由の内容・程度について特に規定していないため、具体的処分に際して要求される付記理由の程度については、個々の事案によって検討されるべきであるが、被保護者にとって処分理由を知ることが、審査請求又は訴訟等の争訟提起の便宜となることから、法令が理由付記を命じる場合に理由の記載を欠く、又は記載に誤りがある或いは不十分な処分は、それだけで取消しを免れないものである。

次に、法第4条第1項は、保護の補足性の原理について定めているが、これは、国民の側において保護を受けるために護るべき最小限の要件を規定したものであり、保護を受けるためには、各自がそのもてる能力に

応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなおかつ最低限度の生活を営めない場合にはじめて保護が行われることを示している。法第4条第1項を根拠として保護の申請を却下する場合について、例えば、稼働能力があるにも関わらず就労しないとか、保有が容認されない不動産を売却しない、といった場合が考えられるように、要保護者が、その最低限度の生活を営むために利用し得る資産を活用しないといった場合が考えられる。

さらに、法第8条第1項は、基準及び程度の原則について定めているが、これは、生活保護は厚生労働大臣の定める保護基準によって最低生活費を計算し、これとその世帯の収入・資産とを比較して、その世帯の収入・資産だけでは最低生活費に満たないときに、はじめて行われるというものである。逆を言えば、収入・資産が最低生活費を満たすものである場合には、保護を行わないということである。

- 2 これを本件処分についてみるに、処分庁は、本件処分の理由について「世帯の預貯金と国の定める最低生活費と比較して保護の要否の判定を行ったところ、保護を要しないと判断されたため、法第4条第1項の保護の要件を満たしていない為、却下とします」としており、前半に処分庁が認定した事実を記載し、後半に認定した事実に対応する保護申請却下の法的根拠を並べている。

この処分理由について、処分庁が認定した事実に基づくならば、本来は、法第8条第1項を法的根拠とすべきであって、法第4条第1項を根拠としている点に誤りがある。そして、法令が理由付記を命じる場合に、その記載に誤りがある処分は取消しを免れないものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。